野畑証券研修教材

アセットマネジメント-1 (投資信託・投資顧問業の位置付け)

2024.6.27 実施 野畑経済研修所 畠山 久志

本日のポイント:第1部のみ

第 I 部 AMとは

- 1.AM業
- 2.AMの歴史
- 第_日部 AMのツール
 - 1.信託の種類
 - 2.投資信託と 投資顧問の関係
 - 3.信託の歴史

第皿部 投資対象/ 市場

- その1

1.投資対象としての金融商品

- 2.預金、債券、株式
- 3. 効率的市場仮説

I-1. アセットマネジメント業 (ASSET MANAGEMENT: AM)

- Oアセットマネジメント業の一般的定義
 - ①資産の価値を増加させる目的のもと、
 - ②個人や法人が所有している株式・債券・不動産などの資産を
 - ③運用管理を行う代行業務のこと。
 - ⇒<u>投資運用業</u>

類似の概念

OISO5500 アセットマネジメント ⇒社会インフラの適切管理 OPM (Property Management) 主に不動産に関する資産管理業務

AMの典型

投資運用業

投資顧問

投資信託

信託

ファンド

代行業務の意味

法的効果の違い

財産の移転

計算の帰属

例信託と投資一任業

信託 財産·移転 計算·受益者

投資一任業

財産・非移転

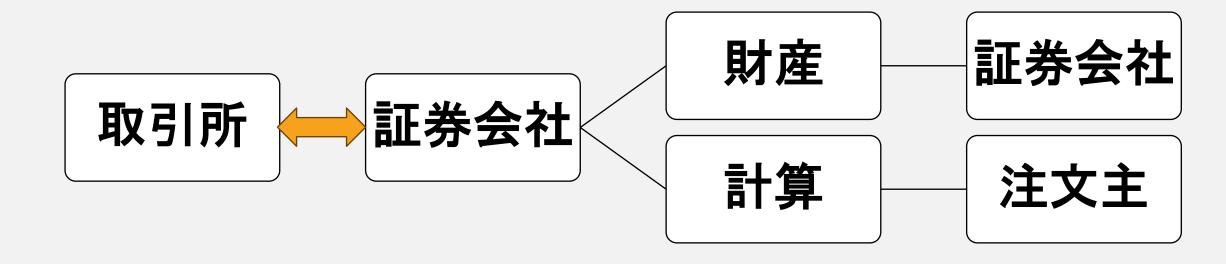
計算•依頼者

AMと信託銀行

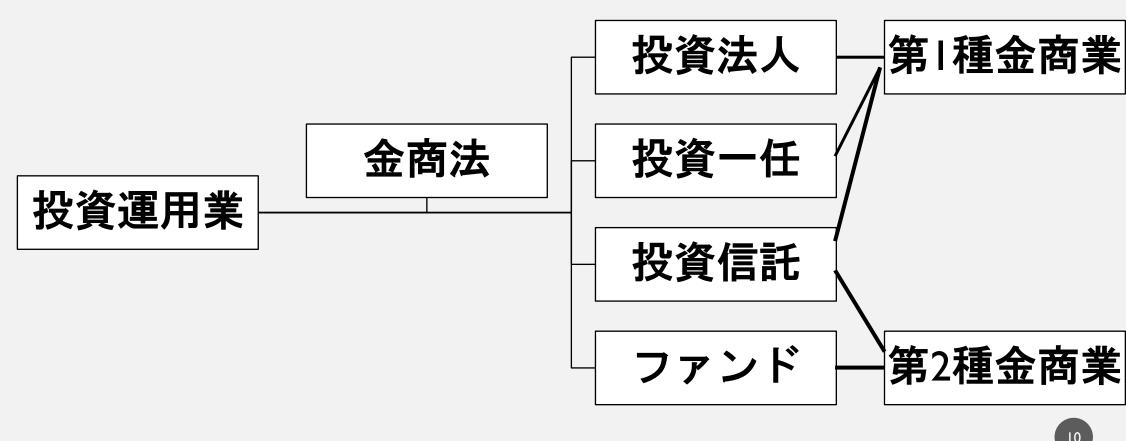
OAMの受託機関 OAM

⇒投資信託で投資会 投資運用業務 社から資産の受託 投資一任

例 証券会社 (取次)



投資運用業(金商法第28条)



ファンド (FUND) (法令上の定義なし)

会社型ファンド

投資法人

主なファンドの形式

投資信託型ファンド

投資信託

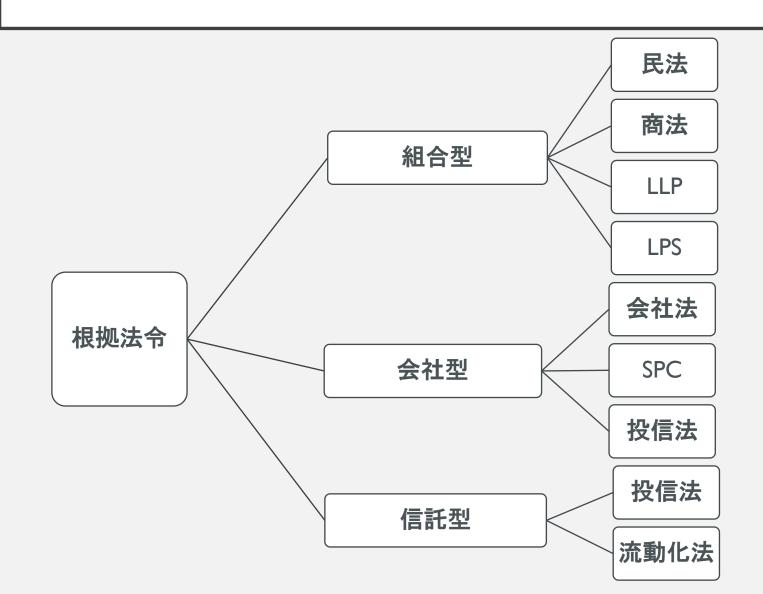
組合型ファンド

集団投資スキーム

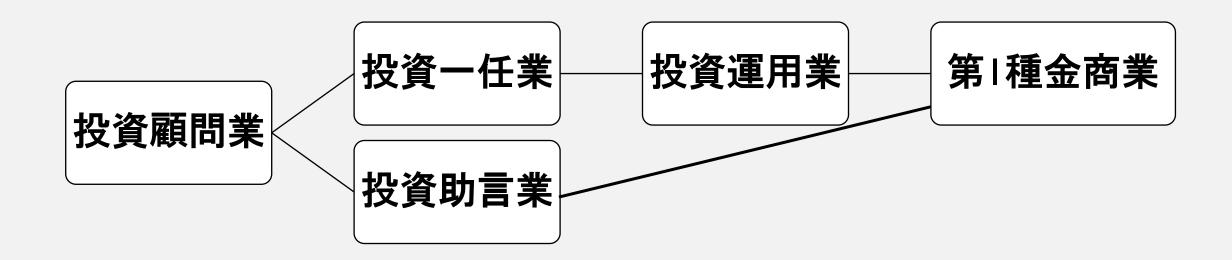
不動産ファンド

REIT

ファンドの設立根拠



投資顧問業(日本投資顧問業協会)



投資信託委託業等 (投資信託協会)

投資信託 運用会社

投資信託委託業等

不動産投信運用会社

インフラファンド 運用会社

金融商品取引業者数

令和6年2月29日現在

第一種 299 第二種 1,208 投資助言 · 代理業 投資運用業 430 合 計 1,953

1-2. AMの歴史 前提: 金融と宗教

〇現代的意義

- 1. カルビン主義 近代資本主義の精神的基礎 ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の 精神」
- 2. 金融商品の源泉(Origin of Finance Instrument)
 Trusts 信託
 Fiduciary Duty 受託者責任
- 3. 中東マネーに対する取組(付利・先物の禁止)

カルビン主義者? アイヴァン・ボウスキー (IVAN BOESKY、1937年~)

- 〇1980年代中盤に「ウォール街の鞘取」として活躍した。 最も大掛かりな詐欺取引を行った人物(ギネス登録) 〇1986年にカリフォルニア大学バークレー校講演の発言
 - "I think greed is healthy. You can be greedy and still feel good about yourself."
- 〇1987年公開映画『ウォール街』主人公ゴードン・ゲッコーは、 ボウスキーを下敷きとして作り上げられたキャラクター

マックス・ヴェーバー (MAX WEBER1864 – 1920)

〇1904.5年公表

「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」

〇内容

北ヨーロッパの資本主義はプロテスタントの精神が世俗的な世界で働く多くの人々に影響を与え、その結果発展

〇ほかの意見

プロテスタントの興隆と 経済の発展は無関係

カルビン主義は、厳格過 ぎたためむしろ障害と なった。

世界の主な宗教の信者数

キリスト教:約22億人

(世界宗教)

イスラム教:約16億人

(同上)

ヒンドゥー教:約10億人

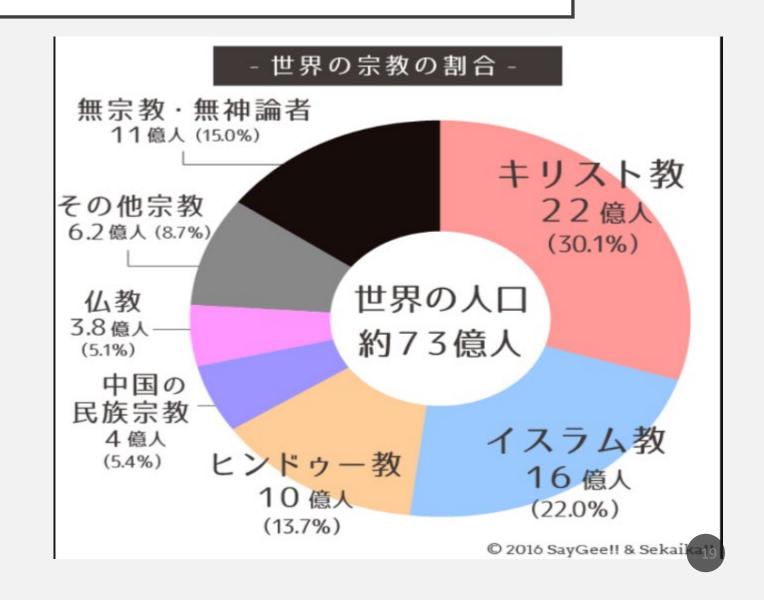
(同上)多神教

仏教:約4億人

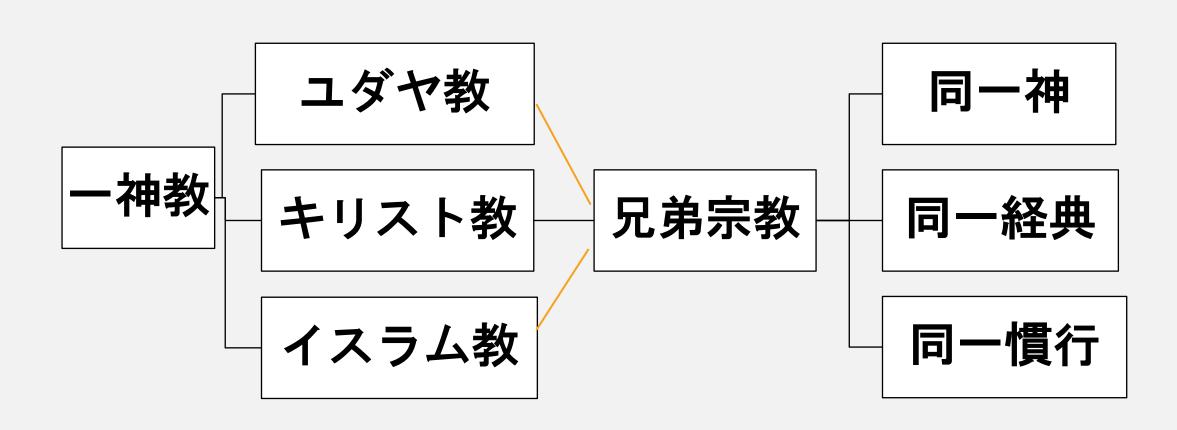
(同上)多神教

ユダヤ教:約13百万人

(民族宗教)



代表的一神教 (中東民族の信仰)



イエス・キリスト (JESUS CHRISTUS)

(BC6年~BC4年頃 - AD30年頃)

イエスの父

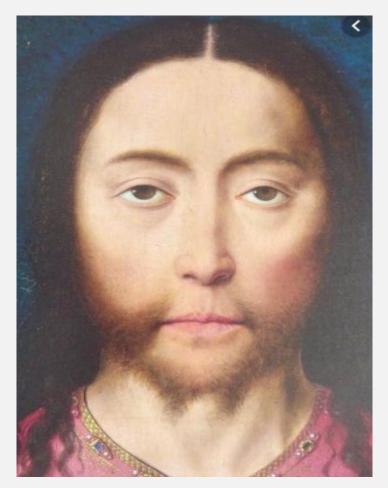
イエスの肖像画

神・ヤハゥエ

父親

大エヨゼフ

ローマ軍 兵士パンテラ



新約聖書・マタイによる福音書25章 イエスの「タラントンのたとえ話」

- 〇旅行に出かける主人が何人かの使用人に多額の金銭を分けて預けた。その後、それを殖した者を誉め、地中に埋めていただけの者を咎め、追い出した。
- ⇒2000年前に他人のおカネを預かり、運用管理する 慣行・制度があった。

【アセットマネジメントの存在】

⇒銀行があり、預けたら利子収入があった。

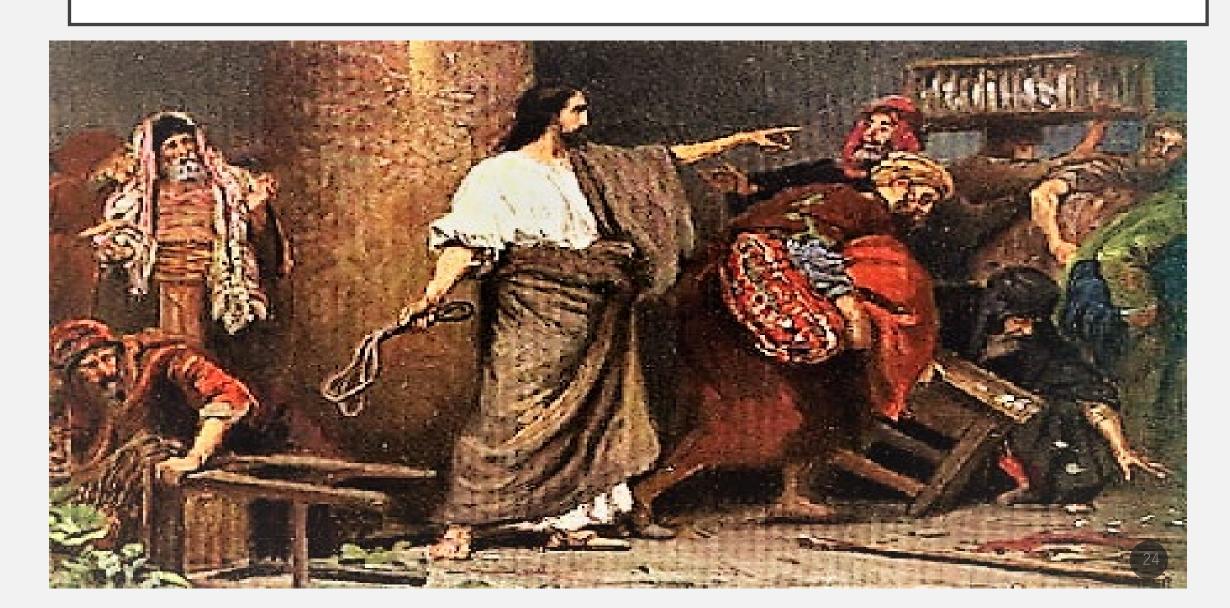
新約聖書・マルコによる福音書11章 銀行業の否定

〇イエスは神殿の境内に入り、そこで売り買いしていた人々を追い出し始め、両替人の台や鳩を売る者の腰掛けをひっくり返された。 また、境内を通って物を運ぶこともお許しにならなかった。

そして、人々に教えて言われた。

「こう書いてあるではない か。『わたしの家は、すべ ての国の人の祈りの家と呼 ばれるべきである。』とこ ろが、あなたたちはそれを 強盗の巣にしてしまっ た。」

イエスは両替商を神殿から追い出す



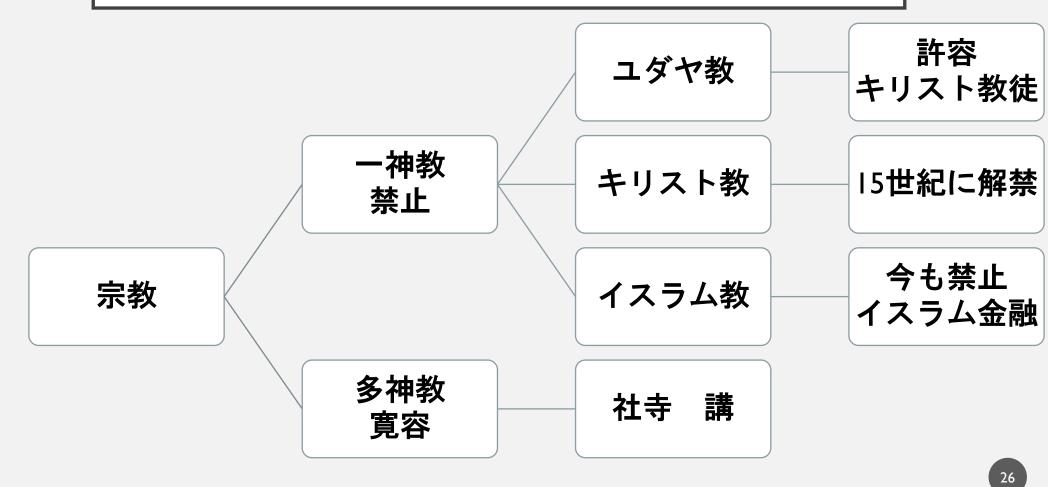
イスラム教・コーラン (7世紀)

- 〇コーラン第2章アル・バガラ章「雌牛」275節 「神はAl-bay(商売)は認めたが、Riba (利子) は禁じたもうた」)
- ⇒その立場は現在まで継続(金利を取らない)

「イスラム金融」と呼ばれている。

〇預言者ムハンマドは、貿易商人であった。 商流は認める。

金融(金利)と宗教



I -2'. AMの歴史 : 投資信託の起源

(海外)オランダ説

(日本) イギリス説

投資信託制度の承継

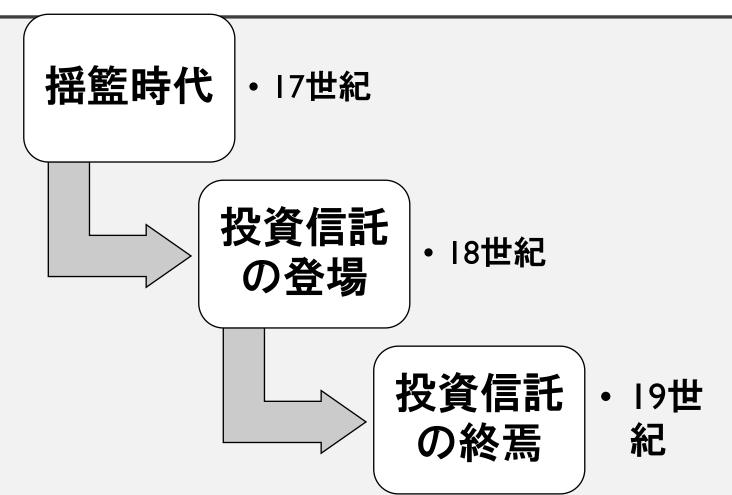
18cオランダ 19cイギリス 20c後期日本

近世・17世紀のオランダ

近代的金融インフラの整備

1602年 世界初の株式会社設立 オランダ東インド会社 1608年 世界初の中央銀行設立 アムステルダム為替銀行 |6||年 世界初の証券取引所の設立 アムステルダム証券取引所

オランダの投資信託の歴史



オランダの投資信託1774年設定

海外では、投資信託の嚆矢をオランダとする。

OEendragt Maakt Magt: EMM

Unity Makes Magic「団結は魔法を生む」 オランダの商人でブローカーが、

小口投資家に分散投資の機会を提供する

ことを目的とした投資信託契約スキームを設定

[現代のクローズドエンド投資信託]

EMMの概要一1

- 〇投資事業 (negotiatie) の募集 (信託制度)
- 〇外国の政府や銀行が発行した債券や、西インド諸島 の農園への融資などに投資
- 〇投資家には4%の配当を約束
- 〇25年後の解散(当初計画)時には、清算金を当時 残っていた投資家に分配
- 〇申込みは2,000持分がすべて揃うと追加はしない。
- 〇投資家(shareholders)は、持分を自由に譲渡可能

投資先10先 (目論見書第2条)

- I.デンマークとウィーンの 銀行
- 2.デンマークの通行料とホルステイン
- 3.ロシアとスウェーデン
- 4.ブランズウィックとメク レンブルク
- 5.ザクセンの郵便事業とブラバントの泥炭地

- 6.スペイン運河
- 7.イギリス植民地
- 8.エスケイボ
- 9.ベルビス
- 10.デンマーク領アメリカ諸島

(外国債かプランター • ローン等)



―2運用資産の保管

- 〇投資した有価証券の現物は、事務所の金庫 に厳重保管(3重のカギ)
- 〇目論見書では、投資対象(公債等)を特定 するとともに、ポートフォリオの常時分散 が定められていた。
- ○2000持分は、20組(classes)に分割され、各組同額の資本は、債券50銘柄(bonds)でポートフォリオが組まれた。

―3抽選制の導入

- 〇奇妙で複雑なクジ (lottery) の存在
 - ⇒抽選の仕組み

ポートフォリオからの投資収益のすべてを 分配するのではなく、その一部を抽選により 償却する持分のプレミアムとして消却したり、 特定の持の増配に充てたりする。

イギリスの投資信託の歴史

〇日本では、投資信託の嚆矢として 1868年ロンドンで設立された

Foreign and Colonial Government

Trust を挙げる。

理由として、①オランダのEMMは19世に終了しており、現在に引き継がれていない。②イギリスのファンドは、現代に引き継がれていること等を指摘

1860年代後半に投資信託が登場した理由

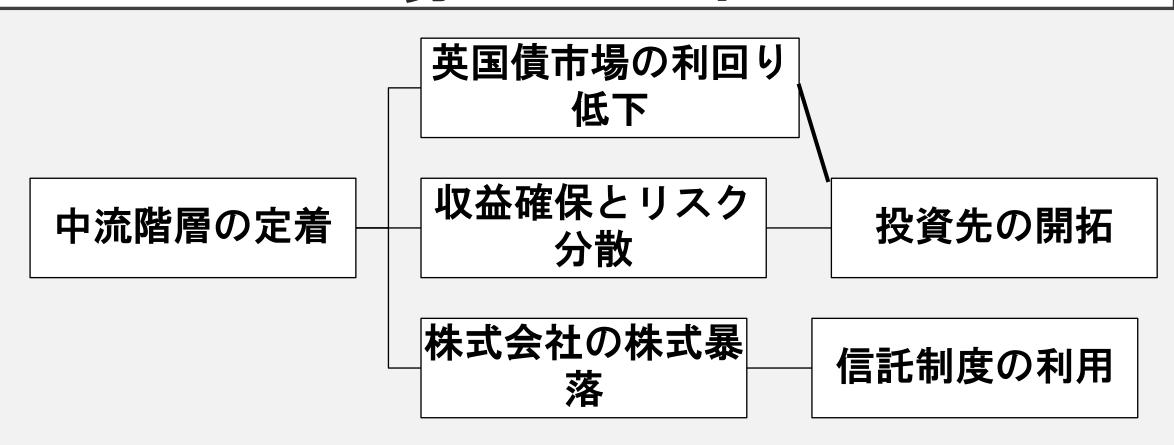
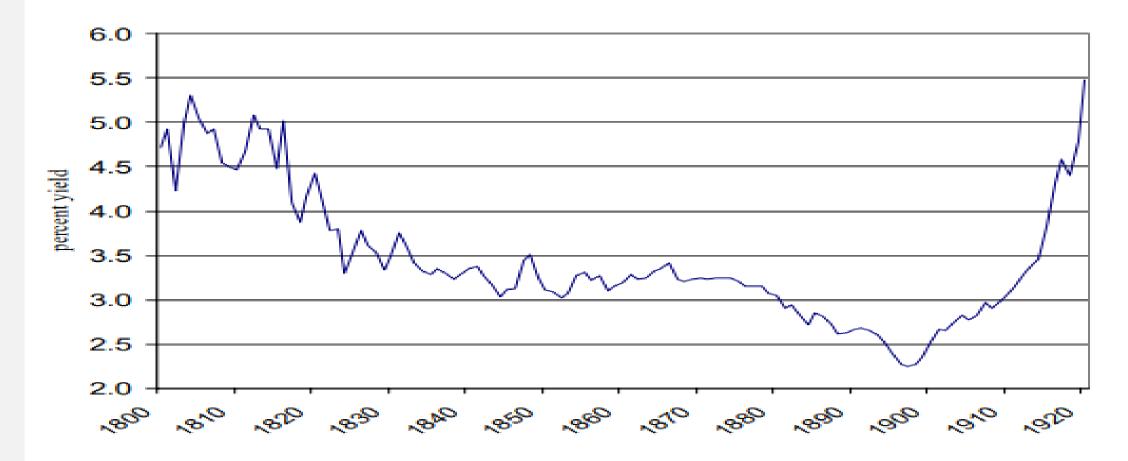


Figure 1 Annual British government bond rate 1800 – 1920



Notes. This figure plots the annual long-term British government bond yield for the period 1800-1920. Source: http://www.eh.net/hmit/interest rate.

FCGTの構造一1

Oオランダ信託をモデル

(EMMと類似:LOTTERYも含む)

〇目的 - 目論見書

適度な収入のある投資家に外国および植民地の国債に投資する際のリスクを軽減し、大資本家と同等のメリットを中流階層の投資家に提供すること

〇クローズドエンド型

一2設立者

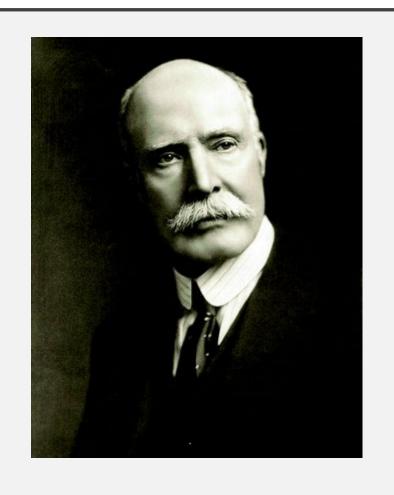
- 〇設立者 大法官(司法長官)
- 〇投資先 外国政府の債券(18の外国国債) オーストリア、エジプト、イタリア、 ラテンアメリカ、ニューサウスウェールズ、 ノバスコシア、ポルトガル、ロシア、
 - スペイン、トルコ、米国
- 〇分散投資 特定の債券には信託財産の10%以上を投資しない

一3利点

- 〇分散されたポートフォリオ
- 〇無記名債券の安全な保管場所
- 〇外貨のクーポンや配当金の収集
- 〇外国の投資機会に関する優れた情報など
- 〇信託利回りは、当時の英国国債の利回り
 - 3.3%を大幅に上回るように設計

ロバートフレミング「投資信託の父」

(ROBERT FLEMING 1845 - 1933)



〇スコットランドの金融 家・慈善家

Oマーチャントバンク RobertFleming&Coの創設者 Oイアンフレミング(孫) 007作家

スコテッシュ・トラスト

〇1873年 スコットランドで最初の投資信託設立

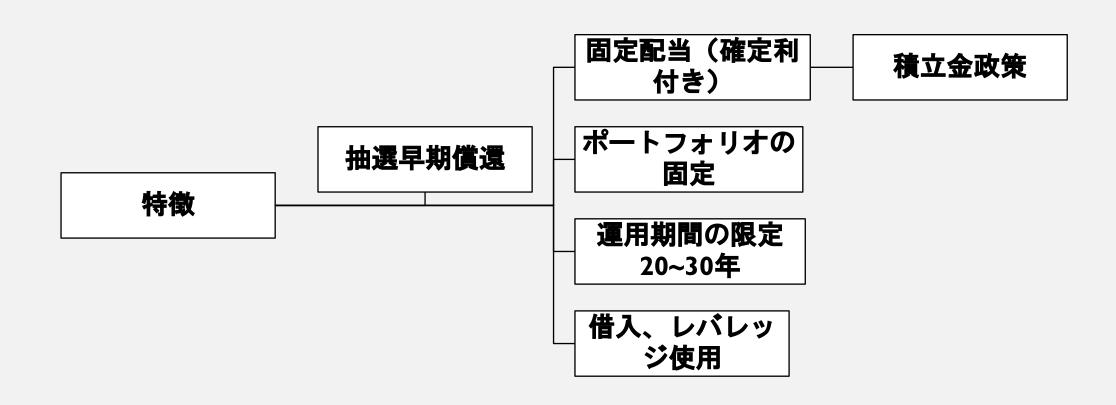
First Scottish American Investment Trust

- 〇投資先 アメリカの証券に投資 特に鉄道債に特化した信託
- 〇管理型 受託者に投資内容の変更権限を認める 30銘柄でスタートし、それぞれの銘柄がポートフォリオの 7%以下で構成
- 〇フレミングは、運用責任者・投資アドバイザー

ロンドンとスコットランド

- 〇1875年までにロンドン証券取引所に上場された投信は20本
- OFCGTと同様に外国政府証券を中心とした
 - ①ロンドンの投信と、
 - ②米国証券を中心としたスコットランドの 投信に分かれていた。

イギリス初期の投資信託の特徴



法律問題:投資信託は、合法なのか

- 〇不況の深刻化で1876年に一部信託が債務不履行、
 - 一部債務不履行に陥る。
- 〇そこで投資家が、信託の清算を求めて訴訟提起
- サイクス対ビードン判決(SYKES V BEADON (1879) 11Ch D 170)

「このようなトラストは利潤を目的とする20人以上の協同組織(Association)でありながら、会社法による登録がなされていないのは違法である。また中途償還の仕方は富くじ(Lottery)だ」

それぞれの主張

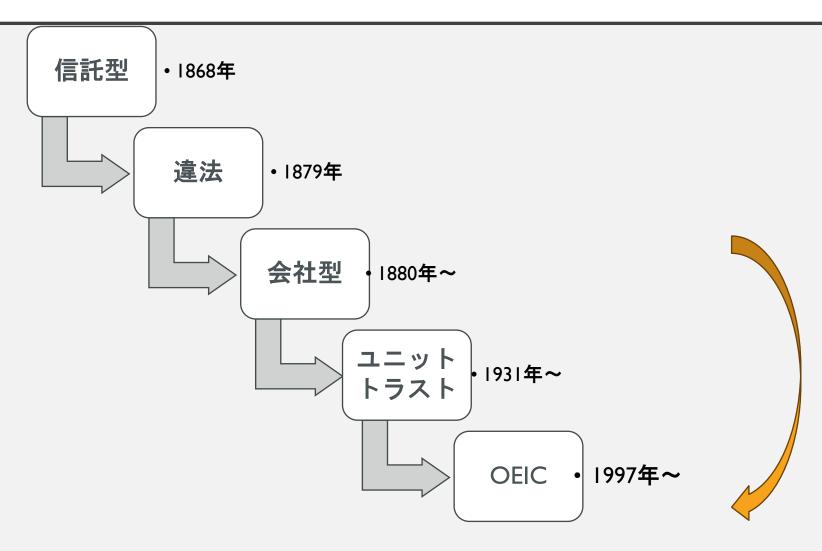
〇会社説

- ①受益証券は実質において会社の株式や社債と同じものだ。
- ②投資信託は売買という商行為によって利潤を得て、経営を維持していること

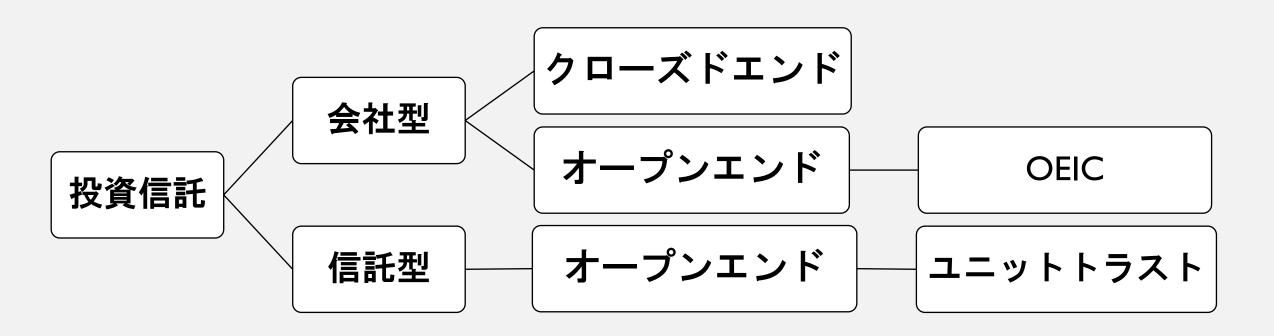
〇信託説

- ①投資信託は受託者と投資家との信託契約によって成立していること
- ②その際問題となるのは利 潤の取得ではなくして、財 産の共同管理であり、利潤 はむしろ付随的結果である。

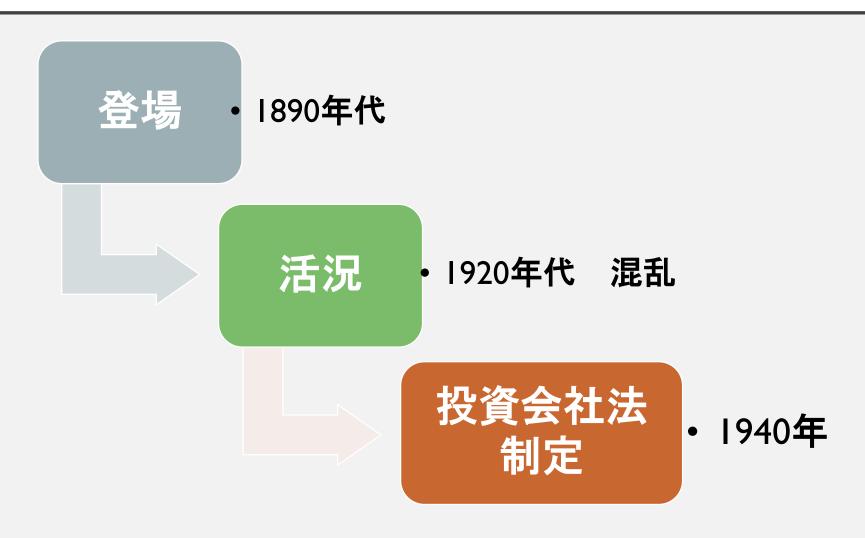
イギリス投資信託の展開



(現在) イギリスの投資信託



アメリカの投資信託の歴史



1940年投資会社法

(INVESTMENT COMPANY ACT OF 1940)

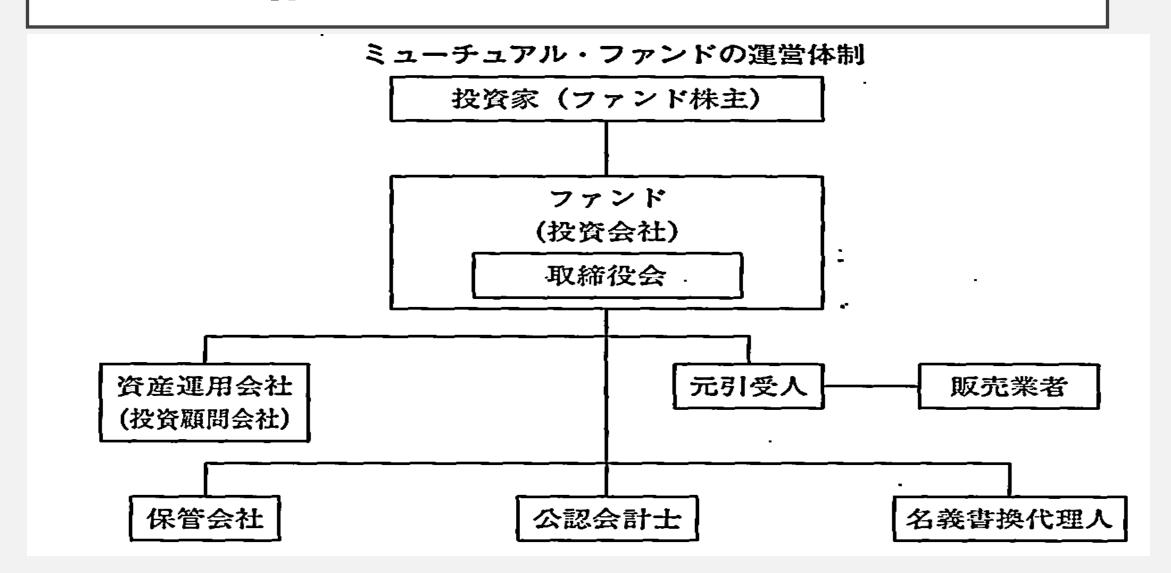
4条	投資会社の定義	18条	資本構成
8条	登録投資会社の登録	20条	発行株式の相互保有・
10条	取締役と利害関係者		循環保有の禁止
12条	投資会社の機能・活動	22条	買取請求権付証券の分
13条	投資政策の変更		売,償還・買戻し
14条	投資会社の規模	30条	投資会社・関係人の報
15条	投資顧問契約		告書
17条	特定関係人等の取引禁止	31条	会計・記帳

第4条投資会社の定義

投資会社(Investment Company)

- (I) 額面証書会社(Face-amount Certificate Company)
- (2) ユニット投資信託(Unit Investment Trust)
- (3) 管理型投資会社(Management Company)
 - A オープン・エンド会社(Open-end Company)
 - B クローズド・エンド会社(Closed-end Company)

MFの構造「図説アメリカの証券市場」より

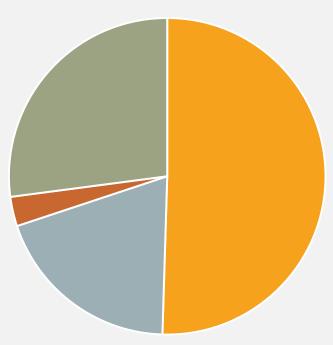


登録投資会社の状況

(割合)

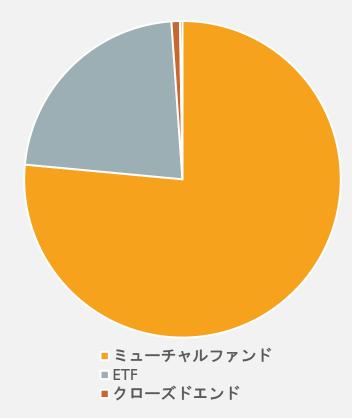
	会社数	資産額
MF	50.5	76.5
ETF	9.4	22.1
CLOSE	3	0.8
UNITE	26.7	0.2

会社数(14,644社)



- ミューチャルファンド ETF
- ■クローズドエンド
 ■ユニットトラスト

資産額(29兆ドル)



アメリカにおける投資顧問機関の登場と規制

登場

・1910年代弁護士、 会計士等

濫用

・1920年代 市井 の関係者

投資顧問 業法制定

1940年

1940年投資顧問業法

(INVESTMENT ADVISERS ACT OF 1940)

202条	定義	209条	本法の執行
203条	投資顧問業者の登録	210条	情報開示
203条A	州および連邦の義務	210条A	照会
204条	投資顧問業者による報告	211条	規則,レギュレーションおよび命令
204 条A	非公開情報の悪用防止	212条	聴聞
205条	投資顧問契約	213条	命令に対する裁判所審査
206条	登録投資顧問業者の禁止取引	214 条	法令違反および訴訟の管轄
206条A	適用除外	215条	契約の効力
207条	重要事項の虚偽記載	216条	SEC年次報告書
208条	一般的禁止事項	217条	罰則

2023年アメリカ投資顧問業の概況

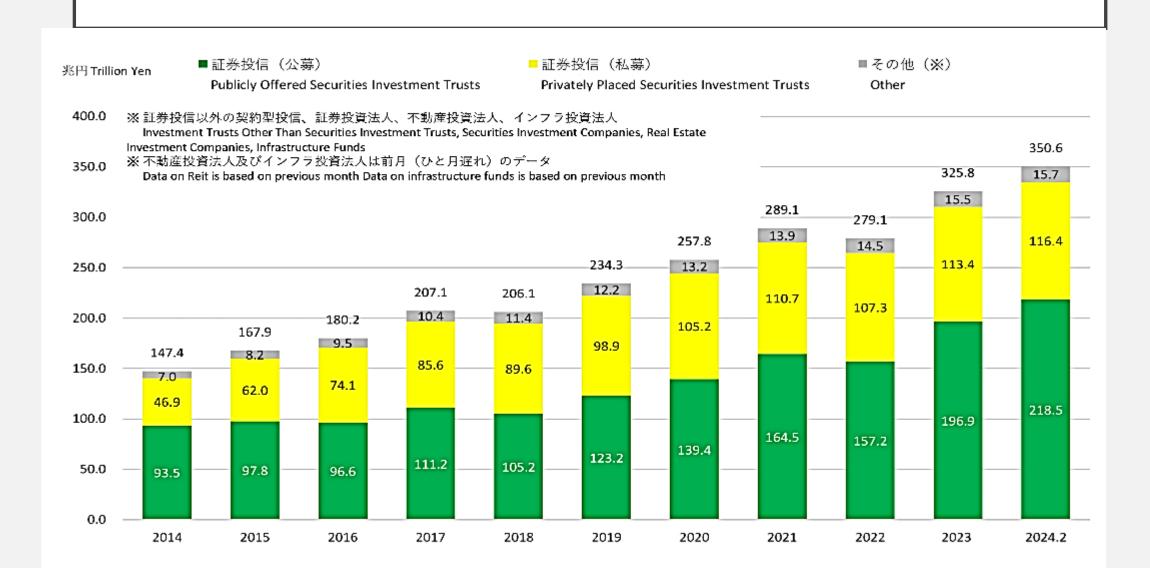
(INVESTMENT ADVISER INDUSTRY SNAPSHOT 2023)

Investment Adviser Industry Trends					
	2018	2019	2020	2021	2022
SEC-registered advisers	12,993	13,494	13,880	14,806	15,114
Provide asset management for individuals	63.6%	63.7%	62.4%	63.1%	62.8%
Clients	43.6 million	51.9 million	60.8 million	64.7 million	61.9 million
Assets under management	\$83.7 trillion	\$97.2 trillion	\$110.0 trillion	\$128.4 trillion	\$114.1 trillion
Employees	835,124	871,971	879,755	928,505	971,487
100 or fewer employees	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	91.7%

日本の投資信託の歴史

• 1937 組合型 投資信託 • 1941年~ 証券投資信 ・1951年 託法制定 金商法制定• 2007年

投資信託の純資産総額の推移 TOTAL NET ASSETS OF INVESTMENT TRUSTS (投信協会)



【日本】資産運用会社ランキング

引用「QUICK資産運用研究所」の調査(2022 年10月末時点)

順位	運用会社名	純資産額 (億円)
1	三菱UFJアセットマネジメント	107,017
2	野村アセットマネジメント	105,965
3	アセットマネジメマネジメントOne	84,072
4	大和アセットマネジメント	80,873
5	三井住友DSアセットマネジメント	61,000
6	三井住友トラスト・アセットマネジメント	58,119
7	日興アセットマネジメント	53,041
8	フィデリティ投信	35,800
9	アライアンス・バーンスタイン	33,261
10	ニッセイアセットマネジメント	26,816

日本の投資顧問業

登場

• 1970年代

投資顧問 業法制定

1986年

金商法制定

2007年

投資顧問業協会の概況 (同協会報告書)

協会会員数について

〇2008 年度金商施行による業務分野の拡大・多様化、2010 年度には金融 ADR 制度創設を受けた非会員業者の大量加入により投資助言・代理会員が大幅に増加(2011 年度ピーク)

〇その後、減少傾向2015 年度以降は投資運用会員を 中心に再び増加傾向

〇2023 年 3 月末現在

会 員 数 832 社

内 投資運用業 345 社 投資助言・代理業 487 社 会員の資産状況について

〇投資運用業会員 2022 年 12 月末の契約資産

519 兆 7,422 億円

O うち

投資一任業

485 兆 6,274 億円

不動産関連特定投資運用業 19 兆 3,065億円

ラップ業務

14 兆 3,678 億円

ファンド運用業

4,405 億円

会員数の推移

資産の推移

